

運送業者貨物賠償責任保険のご請求に必要な書類

下表に●印の付いている書類は、ご損害の額が20万円以下の場合で『(2) 事故報告書』をもなく記入いただければ省略可能となります。

No	必要な書類	省略可能書類	ご説明
被保険者様の保険金のご請求意思およびお支払手続きの確認のための書類			
(1)	保険金請求書		
事故発生の状況・日時・場所・事故原因、損害発生の有無を確認する書類			
(2)	事故報告書		事故内容、事故原因、損害内容（品名・数量・価額）の確認のため、保険金請求書裏面に記入いただきにご提出ください。
(3)	事故証明書 ①交通事故証明（警察署） ②罹災証明書（消防署）		事故の事実確認のためご提出ください。 ①は交通事故（車両衝突など）、②は火災事故、の場合にご提出ください。
(4)	盗難被害通知兼念書（盗難事故の場合）		盗難の場合は、盗難の事実、届出先、損害内容（品名・数量・価額）の確認のためご提出ください。
輸送・保管等の事実および貨物の内容を確認する書類			
(5)	仕切書	●	輸送時の貨物の価格を証明する書類として提出ください。 仕切状面の発行がない輸送の場合は、同封の「価格証明書」の作成を荷主様にご依頼ください。
(6)	送り状	●	当該輸送に係る納品書・出荷指図書等のコピーでも結構です。 ない場合は「発送証明書」をご作成ください。
(7)	運転日報	●	輸送時の車両の稼働状況を記録した書類をご提出ください。
損害賠償請求に関する保険金のご請求の場合に必要な書類			
(8)	損害賠償請求書		損害賠償の額および損害賠償請求権者確認のためにご提出ください。 また、荷主との間に元請運送人が存在する場合、荷主→元請運送人→契約者の一連の請求書をご提出ください。
(9)	示談書または賠償責任事故解決通知書		荷主（元請運送人）との間の協定書として「示談書」もしくは「賠償責任事故解決通知書」をご提出ください。 ※「賠償責任事故解決通知書」を使用する場合において、保険金支払先が契約者で、契約者が賠償金を未払いの場合や、支払済みの証明書類が添付できない場合は、示談書の取り交しが必要です。
(10)	損害賠償の請求者の領収書		損害賠償金を既に支払われた場合のみご提出ください。 ①修理業者へ直接支払われた場合、修理業者の領収書 ②銀行振込により支払われた場合、振込伝票 ③運賃相殺により清算された場合、運賃相殺されたことが確認できる資料
(11)	修理見積書		分損の場合は、修理・手直し費用の明細をご提出ください。
(12)	写真		貨物全体と損傷状況のわかる写真をご提出ください。 →貨物自体（中身）の損害写真はございますでしょうか。
費用のお支払に関する特約の保険金のご請求に必要な書類			
(13)	廃棄証明書	●	全損とご判断された場合は転売・転用価格等を確認のうえ、廃棄 manifests のコピーをご提出ください。廃棄 manifests の取り付けが困難な場合は「廃棄証明書」のお取付けをお願いいたします。
(14)	残存物取片付費用の明細 等		事故による損品の処理にともない支出された残存物取片付費用、廃棄費用等の明細書（請求書、領収書等）をご提出ください。
(15)	検査費用の明細 等		貨物の損傷の有無を確認するために支出された検査費用、仕分費用、再梱包費用等の明細書（請求書、領収書等）をご提出ください。
(16)	運送継続・急送費用の明細 等		事故により輸送中の貨物または代替品を輸送開始時の目的地まで輸送を継続した費用、急送するための費用の明細書（請求書、領収書等）をご提出ください。